(監査事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監查委員公表第518号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月13日

大分県監査委員 米 光 濵 郎 大分県監査委員 姫 邦 子 大分県監査委員 明 中 利 田 亚 紬 子 大分県監査委員

○ 措置状況の概要

- 1 平成22年度包括外部監査結果(H23.3.31公表)に対する措置状況
- (1) 監査テーマ:「大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制」
- (2) 監査対象:大分県の全ての外郭団体(指定団体…39団体、その他の出資等団体…23団体) ※団体の定義
 - ・ 指定団体… ① 基本財産等に占める県からの出資等の比率が25%以上
 - ② 県の補助金、委託料等の額が継続的に団体の財政規模の50%以上
 - ③ 県職員を業務援助のため継続的に派遣している 等
 - ・ その他の出資等団体…県からの出資等の比率が25%未満の団体(指定団体に該当する団体を除く)

(3) 概要

- ① 「指定団体」に対する指摘事項…11団体(22件) →「対応済」20件、「対応困難」1件、「検討中」1件
- ② 「指定団体」に対する監査意見…36団体(130件)→「対応済」102件、「対応困難又は対応不可」7件、「検討中」21件
- ③ 「その他の出資等団体」に対する監査意見等…16団体(18件)→「対応済」15件、「対応困難」 2 件、「監査対象団体解散」 1 件

平成22年度包括外部監査結果(団体別一覧)

· 指定団体 (39団体)

団体	名	指摘事項	監査意見
1財団法人 大分県文化スポーツ振興財団	(県出資比率 100%)	1件	5件
2大分高速鉄道保有株式会社	(県出資比率82.5%)	_	2件
3大分航空ターミナル株式会社	(県出資比率28.8%)	_	3件
4社団法人 ツーリズムおおいた	(県出資比率 0%)	1件	2件
5財団法人 大分県原子爆弾被爆者対策協議会	会(県出資比率40.8%)	_	1件
6財団法人 大分県腎バンク協会	(県出資比率31.0%)	_	1件
7財団法人 大分県地域保健支援センター	(県出資比率25.0%)	1件	11件
8社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	(県出資比率 0%)	_	4件
9財団法人 大分県生活衛生営業指導センター	-(県出資比率40.0%)	_	1件

10財団法人 大分県総合雇用推進協会 (県出	省資比率75.3%)	_	11件
11財団法人 大分県産業創造機構 (県出	資比率55.1%)	_	5 件
12財団法人 大分県中小企業会館 (県出	資比率44.4%)	_	_
13財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所(県出	資比率35.0%)	1 件	1 件
14財団法人 日田玖珠地域産業振興センター (県出	資比率32.0%)	_	4件
15大分県信用保証協会 (県出	資比率26.0%)	_	7 件
16大分ブランドクリエイト株式会社 (県出	資比率52.6%)	1 件	1 件
17株式会社 大分国際貿易センター (県出	資比率27.3%)	_	1 件
18財団法人 大分県森林整備センター (県出	資比率75.0%)	_	7件
19財団法人 大分県主要農作物改善協会 (県出	資比率40.0%)	_	1 件
20社団法人 大分県農業農村振興公社 (県出	資比率62.4%)		6件
21社団法人 大分県漁業公社 (県出	資比率59.2%)	2件	2件
22社団法人 大分県生乳検査協会 (県出	資比率49.5%)	_	1 件
23社団法人 大分県畜産協会 (県出	資比率44.9%)	_	8件
24社団法人 大分県配合飼料価格安定基金協会(県出	資比率39.2%)	_	1 件
25社団法人 大分県漁業海洋文化振興協会 (県出	資比率30.0%)	_	1 件
26大分県漁業信用基金協会 (県出	資比率38.3%)	4件	2件
27大分県農業信用基金協会 (県出	資比率25.3%)	2件	1 件
28株式会社 大分ボール種苗センター (県出	資比率25.0%)	_	1 件
29大分県土地改良事業団体連合会 (県出	l資比率 0%)	_	8件
30大分県農業会議 (県出	l資比率 0%)	1 件	_
31財団法人 大分県建設技術センター (県出	資比率66.7%)	_	3件
32財団法人 大分県公園協会 (県出	資比率40.0%)	_	1件
33大分県住宅供給公社 (県出	資比率 100%)	_	6件
34大分県道路公社 (県出	資比率 100%)	_	_
35大分県土地開発公社 (県出	資比率 100%)		3件
36財団法人 大分県体育協会 (県出	貸比率 9.5%)	3件	7件
	資比率76.3%)		5件
38財団法人 大分県交通安全協会 (県出	l資比率 0%)	5件	2件
7.1 - 7.2 - 7.3 - 7.1 - 7.1 - 7.1 - 7.1 - 7.1 - 7.1 - 7.1 - 7.1	資比率 100%)		4件
計		22件	130件

・ 「その他の出資等団体」のうち監査意見等の記載があった団体(16団体)

株式会社エスプレス大分(2件)、大分朝日放送株式会社(2件)、財団法人大分県アイバンク協会、大分ウォーターフロント開発株式会社、大分バス株式会社、周防灘フェリー株式会社、株式会社サン・グリーン宇佐、株式会社エフエム大分、株式会社別府交通センター、株式会社大分放送、大分ホーバーフェリー株式会社、有限会社大分県酪農振興公社、社団法人大分県果実生産出荷安定基金協会、大分県デジタルネットワークセンター株式会社、株式会社大分県畜産公社、株式会社大分フットボールクラブ

- 2 平成21年度包括外部監査結果(H22.3.31公表)に対する措置状況
- (1) 監査テーマ:「特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について」
- (2) 概要

平成22年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた8件について再度通知があった。

•「対応済」5件、「検討中」3件

平成23年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制)

監査対象団体名	監 査 結 果	措置の内容	備考
企画振興部 財団法人大分県文化スポーツ振興財団	稟議制度は意思決定を行うために必要な制度 であるが、共催事業に係る稟議書を閲覧した結 果、契約書の締結日よりも稟議書の決裁日付が 後になっている事例及び決裁権限者が専務理事	共催事業に係る内部統制については、指摘を踏まえ、22年8月、専務理事から全職員に対して稟議書類の確認等を徹底するよう訓辞を行った。また、担当者及び決裁権者が、決裁事項等を誤ることがないよう、共催事業については事務決裁フロー図を作成して再発防止に努めるとともに、重要案件やまれな案件については決裁規程を添付のうえ稟議書を回覧することとした。 【対応済】	(29ページ)
	大分県立総合文化センターの管理運営に係る 受託料について、剰余金が発生した場合、県に	受託料の精算については、利用料金制度を採用していること及び税法上の関係から、iichiko総合文化センターの管理業務に係る支出が収入を下回った場合、その差額を県に返還する協定内容となっているため、現行の指定管理期間においては当該差額分を財団に留保させることは困難である。 次回の指定管理更新に際し、指定管理者の経営努力を高める方法の導入について検討する。 【検討中】	(29ページ)
	実施している事業について、必要性等の再検	国際交流事業については、事業の選択・見直しを 22年度に行い、23年度予算に反映した。民間企業で も実施している「文化・語学教室(中・韓・仏)」 や日本語ボランティア養成講座等を廃止し、「国際	(30ページ)

国際交流事業を実施する体制の検討が望まれる。	映画の夕べ」を「国際理解講座」の特別編として行う等の見直しを実施した。一方、国際交流団体の活性化を図るため、22年度に行った調査を踏まえ、国際交流団体の活動支援助成制度を拡充したほか、県から訪日教育旅行推進事業を新規に受託した。その結果、当初予算ベースでは前年度比で1千万円以上の減額となっている。 【対応済】	
【監査意見】 (3) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的な関与が可能である人物に対して理事就任への依頼を行う必要がある。	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	マネージャー職については、同一人物が専務理事とマネージャー職の職を兼ねていたが、事務局組織規程及び事務決裁規程においてで職制及び職務権限が未整備であったため、両規程とも整備を行い、23年4月から施行した。 【対応済】	

益財団法人への移行を検討しており、平成24年 9月に大分県へ公益認定を申請する予定であ る。公益財団法人への移行に当たっては、公益 目的事業比率、(株)大分フットボールクラブへ の貸付金(貸付金額200百万円、平成21年度末残 高99百万円)等の課題はある。財団では、これ らの課題を解決した上で、公益財団法人への認 定を得る方針を決定している。

スタッフの充実した催事の開催者は別とし て、それ以外の方々が施設を利用するには、財 団職員のきめ細かなサポートが必要となってい る。その意味では単に施設を貸し出すというこ とだけではなく、公共文化施設としての公共性 ・公益性に基づいたサポートによる利用の確保 を図り、適切に運営すること自体が施設を利用 した地域文化の振興を果たしている。これをも って公益性を認識することができることから、 公益目的の事業の範疇に入れることができると 考えられる。

大分高速鉄道保有株式会【監査意見】 衦

(1) (事業計画の柔軟な見直しについて)

計画の見直しを行う必要がある。

事業計画の柔軟な見直しについては、当社とJR 報告書20ページ |九州の間で交わされている「日豊本線(大分~佐伯)|(35ページ) 事業終了まで20年弱を要することを考慮すれの高速化に伴う鉄道施設の使用に関する契約」の第 ば、今後の経済環境の変化に応じて柔軟な事業 4条に定められた(使用料の設定及び支払方法)の 見直しが前提となる。

> 同契約の第6条(使用料の変更)第1項には、使 用料を変更する場合として、第3号に「経済情勢の 著しい変動等があった場合」と明記している。さら |に第2項に、「使用料を変更する場合において申し 出があったときは、双方誠意をもって対処するもの とする」としている。

> この契約に基づき、税制改正やJR九州の収益環 境の変化等の将来的な経済環境の変化に応じて、適 時に使用料の変更の協議を行ったうえで、事業終了 の前倒しも含めて、事業計画の見直しを行っていき たい。

【対応済】

	【監査意見】 (2) (内部統制の補完について) 実務担当者が1名であり内部統制はないため、これを補完する方策を検討すべきである。	16年6月末までは、取締役管理部長と経理担当者 1名の2名体制で運営しており、牽制機能を有していたが、その後は取締役管理部長が一人で業務にあたっている。 減員を補うために、16年度以降の決算整理・財務諸表作成・法人税確定申告業務は公認会計士兼税理士に委託(年額12万6千円)しており、これによりすべての会計帳票が外部の専門家によるチェックを受けている。 経費面で増員が不可能な状況の中で、決算整理時の公認会計士兼税理士による表えている。 を費面で増員が不可能な状況をする。 また、毎期の内部監査では、発理に選任されており、決算段階でのチェックを行っている。 また、毎期の内部監査では、整理に選任されており、決算段階でのチェックを行っている。 さらに、当社は県の財政的援助団体等の監査の対象になっており、2年に1回程度外部監査を受けている。 今後の取組としては、支出決議の際に、代表取締役常務(JR九州大分支社長)の決裁を得ることとし、これにより内部牽制機能を確保した。 【対応済】	報告書21ページ (36ページ)
大分航空ターミナル株式会社	(1) (投資有価証券の会計処理について) 金融商品会計基準によれば、上場有価証券は	期末における時価評価を行い、その評価差額損益を 損益計算書に計上するとともに、貸借対照表におい ても期末時価で計上することとした。 【対応済】	

	【監査意見】 (2)(内部統制の構築について) 不正や誤謬が発生するリスクに配慮した内部 統制の整備・運用に取り組むべきである。	内部統制の構築については、21年11月から複数の 業務責任者が確認作業を定期的に行うこととしたほ か、業務監査担当を設置し、全部署に対して定期・ 臨時の業務監査を行うこととした。 また、定期的な倫理研修を実施している。 【対応済】	
	【監査意見】 (3)(任意団体の指導監督について) 指定団体等の周辺に存在する任意団体につい ても指導監督を行う必要がある。	周辺に存在する任意団体(大分空港利用促進期成 会)については、監事による監査を毎年実施するほ か、県の監査を定期的に受けている。 今後は事業実績・事業計画等の公開についても検 討する(公開予定24年3月)。 【対応済】	
社団法人ツーリズムおお いた	(1) (未徴収の会費について) 未徴収の会費のうち、明らかに徴収不能のも のについては損失処理を行い、また徴収不能の	当該団体の監事と協議の結果、会費が未収となっている会員に督促等を実施し、会費の納入に努め、会費が徴収できない客観的な理由を確認した未収会費について「徴収不能額」として損失処理することにした。平成22年度は、45万円を損失として計上した。また、徴収不能の恐れがある未収会費が発生した場合は、徴収不能引当金を設定するよう改正した。【対応済】	書26ページ ページ)
	【監査意見】 (1) (現預金の照合体制について) 現金の照合作業を1名で行っておりチェックも受けていなかった。現金事故防止のためには、複数人での照合もしくは上席者のチェックが必要である。	【対応済】	r書26ページ パページ)
	知識、経験等のノウハウが蓄積され、観光業、	23年度に旅行エージェントから派遣職員を受け入 報告れ、職員のスキル向上を図っている。 (48 また、観光のプロを育成する組織体制の確立には正職員の雇用が必要となるが、財源の確保が条件となるため、財務状況の改善とあわせて検討していくこととする。 【対応済】	書27ページ 3ページ)

<u></u>	<u> </u>		
大分バス株式会社	を策定した団体に対し、県は出資者たる株主として年1回の株主総会に出席することにとどまり、特に指導監督権限を持っていないため、当社の財政状態及び経営成績のモニタリングを行っていない。このような現状では当社の決算書類等の信憑性を把握することはできないものと思われる。	包括外部監査の意見を十分に斟酌し、同社と協議を行ったうえで、出資金の払い戻しを24年度末までに延期することとした。 【対応済】	(282ページ)
株式会社サン・グリーン 宇佐	(1) 平成22年3月期は当期純利益を計上している が、債務超過の状態である。このような会社に ついて現状は大分県として年に一度の株主総会	【対応済】	(283ページ)
株式会社別府交通センタ		(監査体制について) 現金預金については、常勤役員により複数体制で	報告書145ページ (284ページ)

と考えられる。

このような状況で、県は持株比率21%を超え|定時株主総会において報告を行っている。 り、とりわけ会社の業務執行に対する監視・監い、今後も経営状況の確認に努めていく。 督機能が十分でない場合には、筆頭株主である 【対応済】 県が率先して、取引の合理性や財務諸表の信頼 (モニタリングの強化について) 性への検証等を行う必要がある。

は困難ではないと考えられる。

さらに、利益剰余金がマイナスであることか【対応済】 ら、事業計画及び経営改善の状況に係るモニタ リングも強化しなければならない。

外部環境の悪化により今後の売上減少も予想 される中、会社がどのように経営改善に取り組 むのか、会社が作成する事業計画の合理性の検 討を、取引の合理性や財務諸表の信頼性の確認 と合わせ行っていくべきである。

(うち1人は県OB) で、常勤の監査役は存在|管理されている。月に一度定期的に経理事務所によ せず、取締役の業務執行が適正に行われているる会計書類の作成指導を受けており、その指導内容 かどうかを日常的に監視・監督するのは難しいに従って、監査役は、会計監査及び事業報告の内容 等、取締役の職務執行に関して監査し、その結果を

る筆頭株主となっており、公金を出資する以上、↓また、専務である県職員OBと密に連絡をとりな 株主として出資先の経営状況を把握すべきであ」がら、必要に応じて訪問するなどモニタリングを行

累損については、人件費等の一般管理費の抑制に また、会社では事業の公益性を鑑みた上で、より、12年度連続で単年度黒字となっている。自動 適正な業務執行や県によるモニタリングを維持 車ターミナル事業の収益が小さく(総利益の0.5%)、 する必要性により、県QBが取締役に選任され 売店部門や食堂部門の収益が主体となっているが、 ていることから、会社は指定団体ではないもの一売上高が減少しないよう、単年度黒字を計画的、持 の、県が出資先の経営・財務状況を把握するの一続的に確保して、早期に累積損失を解消するよう県 としても引き続き情報交換を行い支援していく。

大分ホーバーフェリー株【監査結果】 式会社

(1) ホーバー利用客は昭和46年度から増加傾向に あったものの、平成2年度(439千人)以降、 大分空港道路の開通や景気低迷により減少傾向 が続いた。平成20年度には254千人、平成21年 度 (4~10月) 146千人となっている。

平成20年のリーマンショックによる法人利用 客の減少が債務超過・事業廃止の決定打となっ たものの、たびたび営業利益がマイナスとなっ ており、債務超過となる前兆は既にあった。し かも、リーマンショック前にも外部環境により 平成23年1月21日解散。

報告書145ページ $(284\sim285$ ページ)

事業の存廃を含む大きな経営判断をすべき機会は2度あった。

最初は大分空港道路が全線開通した平成14年3月前後であり、この時期は大分市内から大分空港までの所要時間が1時間半超から1時間以内に短縮され、他の交通機関の利便性が向上し利用客が大きく減少した。2回目は平成18年度から19年度の原油価格の高騰によって経営悪化したときである。

このように大きく見ても2回のターニングポイントがあったが、この間に県が現状や将来の見通しを会社と十分に話し合い、早めの対応をとる必要があったと考えられる。県によると、平成20年の12月ごろにホーバーフェリーの社長から債務超過に陥る恐れがあるとの連絡を受け、平成21年4月に債務超過に陥ったとの説け、平成21年4月に債務超過に陥ったとの説け、平成21年4月に債務超過に陥ったとの事態は想定していなかったという。県は事業存続のためにホーバーの買取りや新会社の設立、料金の値下げ・割引などの対応を検討したものの、すべて債務超過となった後に行われており、対応が後手に回ったとの印象はぬぐいきれない。

出資先の経営状況の把握ということはもちろん、この場合には県職員が非常勤取締役も務めていたわけであるから、会社の重要な意思決定を行う取締役会の構成員として、県がなぜもっと早く事態を想定し、対応を取ることができなかったのか疑問が残る。

そもそも、県には債務超過以前の取締役会の 議事録やメモ、経営に関する資料が残されてお らず、経営状況の把握が不十分ではなかったか と思われる。ホーバーフェリーに対する県の姿 勢が明確ではなかったこと、外部環境(景気等) がいつか好転するであろうという甘い見込みが あったことも状況の認識・対応を遅らせた要因 と考えられる。

営利を目的とする多くの民間企業の中から、

	主管部局としても課長級職員(現社長)を派遣する等、最大限の支援を行っており、直近においては胸スポンサーがつく等明るい話題もあるが、今後とも各方面の支援がなければ事業と	ット収入やスポンサー収入獲得に向けた様々な取組 に対して支援を行うとともに、大分トリニータを支 える県民会議やトリニータ後援会活動を通じ、県民、 企業、行政が一体となった支援体制の充実・強化を 図っている。 【対応済】	
株式会社大分フットボールクラブ	(1) 経営危機が表面化し、Jリーグからの融資や 大分県の外郭団体である文化スポーツ振興財団 より資金の貸付けを受ける等各方面より支援を 受けており、人件費の削減等大幅なリストラを 実施している。	また、経営改善計画の着実な実行に不可欠なチケ	(287ページ)
	県が特有の団体に資本拠出するのは、事業の公益性や継続性等「特別な理由」があるといえ、それであるならば、公金で出資する民間企業へのモニタリングは強く求められると考える。また、県職員が取締役に就任する場合がある。本の、取締役は業務執行に関与する一方、経営責任を問われる立場でもあることを十分に認識する必要がある。異動が多い県の職員が代わる代わる非常勤取締役としての職責を全うすることを発揮して取締役としての職責を全うすることは容易ではなく、安易な取締役への就任は行うべきではない。特に民間企業への役員就任は控えるのが望ましいと考える。		

財団法人大分県原子爆弾 被爆者対策協議会	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	9	(51ページ)
財団法人大分県腎バンク協会	(1) (当財団法人のあり方について) 当法人の財政状態が悪化していることに鑑み れば、事業継続が困難になることが予想される ため、将来的に安定した事業継続が可能となる 方策を検討する必要がある。	平成22年度に、臓器移植コーディネーター設置に係る県補助金を増額(1,922千円→3,100千円)した。今後、さらなる収入の増加を図り、安定した事業継続を可能にするため、会費や寄付金等の確保に努めている。 また、財団を解散し、出捐金の返還を受け、それを原資にコーディネーターを県の専門職員として雇用するなど、安定的な事業継続が図れるよう検討の必要があるとの意見については、当財団は移植医療関係者等を中心に20年以上にわたり熱心に活動しており、その自主・自立性を尊重する必要があること、既に公益法人移行に向けて準備を進めていること等の理由から、当該業務は引き続き財団が行い、県は財団が安定的に事業を継続できるようバックアップしていくことが適切と考える。 【一部対応済・対応困難】	(55ページ)
財団法人大分県地域保健支援センター	(1) (現金管理について)		
	【監査意見】 (1)(退職給付積立特定預金について) 貸借対照表及び財産目録において、特定資産の内訳科目として記載されるべき退職給付積立特定預金が、基本財産の中に記載されていた。当該特定預金は基本財産ではなく、特定資産に計上すべきである。	平成22年度決算から特定資産に計上することとした。 【対応済】	報告書33ページ (60ページ)

【監査意見】 (2) (有価証券の表示について) 貸借対照表の有価証券40百万円が流動資産に 含まれているが、当該有価証券は満期保有目的 の国債(平成28年7月満期)であるため、投資 有価証券として固定資産(その他固定資産)に 計上するのが適切である。		報告書33ページ (60ページ)
【監査意見】 (3) (未払費用ないし賞与引当金の設定について) 賞与について未払費用ないし賞与引当金が計 上されていない。	平成22年度決算から賞与引当金に計上することとした。 【対応済】	報告書33ページ (61ページ)
【監査意見】 (4) (議事録の記載について) 理事会の議事録については、作成後議長及び出席者の代表2名以上の署名及び保存が寄付行為で定められているが、その際、日付が空欄のまま放置されているものが散見された。署名は、適切に議事録が記載されていることを確認したという署名人の証跡であるため、今後は日付も含め記載の不備がないようにする必要がある。	,,,,,,,	
【監査意見】 (5) (理事の選任について) 理事会に本人が出席しない理事が複数人常態化している。理事会の目的は、財団の適切な意思決定、事業運営のモニタリングにあり、理事を選任するに当たっては、ある程度の理事会の出席が可能であることが前提条件となる。理事会への積極的な関与が可能か否かを確認した上で、理事就任への依頼を行う必要がある。	理出席が不可となるため、役員の見直しを行った。【対応済】	報告書33ページ (61ページ)
【監査意見】 (6) (プロパー職員の登用) プロパー職員が役員に登用された実績はないが、プロパー職員が役員に登用された実績はないが、プロパー職員のモチベーションを高めるためにも、事業及び業務に精通したプロパー職員	- · · - · · -	報告書34ページ (62ページ)

「 K 大 文 ロ 】	tt H A #L 7か) カ Ln リコロロ パープロ 型が ロ の	+n ++ ++ o 4 ° ° ° ° ° °
センターでは、勤務者がタイムカードから超 過勤務命令簿に超過勤務時間を転記し、給与計 算者が勤務者全員の勤怠時間1カ月分を集計し	また、給与計算に当たっては、適切に行われるよう2名により照合を行うこととした。 今後においても、勤務時間内及び時間外勤務の効	
検診業務で使用する試薬在庫の払出状況が、 チェックされずに試薬の発注がなされている。 この場合、試薬の紛失・盗難が発生しても発見 することが困難となり、管理上問題がある。ま	試薬の盗難や紛失、不正使用の防止のため、管理 区域にすべて施錠している。在庫の受払状況の把握 については、月毎に試薬、材料等を発注して在庫確 認を行うこととした。具体的には、マニュアルを策 定し(平成23年4月施行)、月末にその月の検診実 施数を確認のうえ在庫調査を行い、翌月の予定検診 数を前年実績から算出して発注することとした。 【対応済】	
検体の廃棄に関しては、検査後およそ1カ月 前後で検査室が任意で廃棄処分を行っている が、管理表が作成されていない。 廃棄されるべき検体が廃棄されていないこと や、廃棄されるべきでないものが廃棄されてい ないかなどを適時・適切に把握できる管理表を 作成する必要がある。	尿細胞診及び大腸がん検診(便鮮血検査)の検体は、その特性から検査終了後の保管は行われない。子宮がん検診と喀痰細胞診(肺がん)の検体については、マニュアルを策定し(平成23年4月施行)、検体受付日、検診実施市町村、検体ナンバー、検診受診者数を記載した廃棄台帳を新たに作成することとした。また、廃棄の原則は、検診受付日から起算して30日後とする。なお、尿細胞診及び大腸がん検診も検体の保管はしていないが、台帳は作成している。【対応済】	報告書34ページ (63ページ)

		= · · · = · · · =	
	の不動が発生している。②検診単価を下げるなどの弾力的な運用や③へき地への検診業務の拡大により、閑散期に検診業務を行えるようになれば検診車・人員の削減が可能となり、組織と	検診事業の冬期対策については、主として未受診 者検診や前年実績に達していない市町村への追加検 診を実施し、事業者検診においては、計画繁忙期で の実施が困難であることから極力閑散期での対応を している。平成21年度から受託している日本郵政、 昭和電工の検診日程の一部を11月から12月に実施した。平成23年度においては、女性特有検診を組み入れた。平成23年度においては、女性特有検診を組み入れた。 ととした。今後も、検診の計画時において繁地 ることとした。今後も、検診の計画時において繁地 ることとした。今後も、検診の計画時において繁地 に、顧客に対しての渉外活動を強化する。一方、所 内検診では、雇い入れ時の検診(2~3月)に対応 するため、開所日の拡大に努めていく。 【対応済】	(65ページ)
社会福祉法人大分県社会福祉協議会	金償却累計額」に係る誤謬について) 生活福祉資金特別会計貸借対照表の資産の部 に記載されている貸付金の項に、貸付資金区分	平成23年度からは改正された会計要領が適用されたことから、徴収不能(見込)については徴収不能引当金で管理し、適正な金額の算出に努めている。	(72ページ)
	【監査意見】	地域福祉推進の中心的な役割を担う市町村社会福	報告書39ページ

(2) (事業の優先順位について)

みの状況が不十分と考えられる。

ち返って優先順位の高いものから行う必要があ一行政で構成する進行管理委員会により、事業の進捗 る。

|祉協議会の基盤強化とともに、小地域福祉活動の拠| (73ページ) 県社協が本来やるべき、最も優先度の高い「住」点づくりや展開方法等の指導、また、市町村社協職 民主体による地域福祉活動の推進」に係る取組員(地域福祉コーディネーター)の人材育成を図る ため、次の事業等に重点的に取り組み、また、市町 事業の優先順位を把握して、本来の目的に立村社協、社会福祉施設、関係団体、学識経験者及び

(1) 市町村社協に対する地域福祉活動計画策定につ

未策定4社協に対して、策定手法等の個別支援を 行う。また、計画見直し予定の社協に対しては、次 期計画策定に対する計画の評価方法や計画遂行の管 理などへの助言を行う。

また、市町村社協役職員の資質向上を目的とした 研修会等を研修体系にもとづき実施する。

|(2)ふれあいいきいきサロン、子育てサロンについ|

「サロン活動」の新たな立ち上げや機能強化のた めの助成支援や担い手に対する研修を開催する(サ ロン968ヵ所→1.116ヵ所)。また、現時点では全て の市町村においてサロンが設置されているが、さら なる普及促進を図っていく。

サロン作りの積極的な推進を図るためのフォーラ |ムを開催しており、今後も継続する。また、助成支 援したサロンの活動状況を調査し、事例集として取 りまとめることにより、さらなる普及啓発を行って いく。

(3)地区(校区) 社協について

「地区(校区)社協」数は、全県的には159ヵ所 あるが、未だ設置されていない市町村も6ヵ所ある ことから、設置手法の研修や個別支援を強化してい < 。

【検討中】

状況を管理する。

【監査意見】

対象拡大に係る提案)

平成23年度の自主事業である「介護担当職員技術」報告書40ページ (3) (社会福祉介護研修センターで実施する研修の|研修」において、社会福祉法人以外(有料老人ホー|(74ページ) |ム等) の介護担当職員にも受講対象者を拡大し、基|

		【対応済】	
	管理のあり方について) 生活福祉資金貸付業務の実施においては、通 常このような業務に求められる、実質回収可能	【対応済】	(75ページ)
財団法人大分県アイバンク協会	(1) 今後は、公益財団法人に移行するか等の選択をしなければならないが、当協会の事務局の正規職員(副理事長を含む)は一人であり、その中で活動を行っている現状では存続していくことができるのかどうかを慎重に検討しなければならない。実質的に切り盛りしている方が高齢であることに鑑みると現状のままでは活動を将来にわたって継続していくことは厳しい状況といえる。	平成23年3月にこれまで事務を切り盛りしてきた 副理事長が退任し、ライオンズ大分県アイ・腎バン ク協力会から常務理事を迎え、新しい体制で財団の 事業を推進している。 後段については、当財団はライオンズクラブ関係 者や移植医療(角膜)関係者を中心に30年以上にわ たり熱心に活動しており、その自主・自立性を尊重 する必要があること、既に公益法人移行に向けて準 備を進めていること、また、平成22年10月から角膜 のあっせん手数料を引き上げたこと等に伴い、今後 経営の安定が見込まれること等の理由から、当該業	(282ページ)

	当該事業を継続していくことも含めた検討が必 要となる。	務は引き続き財団が行い、県は啓発活動を通じて献 眼登録の推進に協力するなど、側面から支援してい くことが適切と考える。 【一部対応済・対応困難】	
生活環境部 財団法人大分県生活衛生 営業指導センター	ホームページへのアクセス数の把握等可能な	大分県生活衛生営業指導センターのホームページについて、本年度アクセスカウンターの設置など、事業効果を的確に測定できる機能の充実や、事業者に限らず、広く県民にも生活衛生関連情報を提供できる構成となるなどの改修を行う予定である。また、団体の事業内容に関しては、事業者ニーズの的確な把握に基づいた内容の見直しや、一般県民の生活衛生振興につながる取り組みの検討など、より公益性が高まる内容となるよう指導を行っていく。 【検討中】	報告書43ページ (80ページ)
株式会社エスプレス大分	【監査意見】 (1) 設立当初は、大分地区に将来産業廃棄物の処理問題が発生することが予見されたため、新規業者に対し出資を行ったものの、事業が発生すると次第に同種事業を行う業者の数が増加し、今となっては特定の処理業者に出資する必要性はなくなっている。出資目的も達成されており、株式の譲渡を検討すべきである。		
	あるが招集通知と計算書類を含む事業報告書を 綴り回覧しているのみで、総会でのメモや記録 などの証跡が残されていなかった。また、出資	この度、株式の譲渡を平成23年9月13日に行い出 資関係を解消したが、引き続き産業廃棄物の適正処 理、法令遵守等について指導していきたい。 【対応済】	

商工労働部 財団法人大分県総合雇用 推進協会	【監査意見】 (1)(償却原価法の適用について) 人材定住基金で運用を行っている債券のうち、5つの債券は額面金額よりも低い価額で購入しており、取得価額で計上を行ったままになっている。 当該差額は金利の調整と認められることから、購入日から償還日までの間に償却原価法を適用するのが会計基準で定められた会計処理方法であるため、償却原価法を適用すべきである。	平成23年度から償却原価法を適用して計上することとした。 【対応済】	報告書46ページ (87ページ)
	【監査意見】 (2) (未払費用ないし賞与引当金の設定について) 賞与に関して未払費用や賞与引当金を設定す る必要がある。	平成23年度会計から未払費用や賞与引当金を設定することとした。 【対応済】	報告書46ページ (87ページ)
	【監査意見】 (3) (賃金台帳について) 賃金台帳を閲覧したところ、台帳作成者が記載した金額を、賃金受領者がチェックし受領印を押す方法が取られていたが、台帳を総務課長等上長が閲覧した証跡はなかった。しかし、上長のチェックが行われないと、台帳作成者の賃金台帳については、作成者と賃金受領者が同一人物となるため、牽制が効かないことになる。今後は上長が定期的に賃金台帳をチェックすべきである。	=·	報告書46ページ (87ページ)
	【監査意見】 (4) (積立資産について) 特定資産において、基金損失補てん用積立資産とシステム改修準備積立資産の計上額が、固定負債である基金損失補てん用積立金及びシステム改修準備積立金の計上額を149千円超過している(平成21年度末)。 特定資産の積立額が固定負債計上額を超えるということは、積み立てる必要性のない資産を	流動資産に計上することとした。	報告書47ページ (88ページ)

特定資産に積み立てることになってしまうことから、超過分は特定資産の利息により発生したものとして流動資産に振り替えるなどの会計処理を行う必要がある。		
【監査意見】 (5) (正規職員就業規則について) 就業規則によると「職員の定年は、定めない」 とされているが、組織の新陳代謝や人件費の抑制のためにも職員の定年は設けるべきである。	当協会は、平成16年に改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳未満の定年の定めの廃止等が義務づけられたことを受け、定年制を廃止した経緯がある。高年齢者の安定した雇用の確保推進を目的とする当協会の立場から今後も現状のままとしたい。 なお、現状では概ね5年以内に職員が入れ替わっており、新陳代謝が図られているとともに、昇給制度を設けていないため、雇用継続に伴う人件費の増も生じていない。 今後とも、職責に応じた適材の配置や就業規則に応じた任用を適切に行うことで組織の効率化を図るとともに人件費の抑制に努めたい。 【対応不可】	
	当協会の主要な事業であるジョブカフェは、OASISひろば21で実施されており、連携、調整等を円滑に行うためにも、事務所はある程度のその近接地が望まれる。監査意見を受け、事務所移転についても検討を行ったが、大分市中心部(OASISひろば21周辺)で現家賃よりも低廉な物件は極めて少なく、移転する場合には、その費用も考慮する必要があり、経費的にも移転は困難である。 なお、現事務所については、事業規模縮小に伴う面積の見直しに加え、家賃の値下げ交渉(平成22年度7,171円/坪→平成23年度5,250円/坪)により、平成23年度の賃料・共益費は4,173千円と、前年度に比べ6,839千円の経費削減を図ることができたところである。 【対応済】	報告書47ページ (88ページ)
【監査意見】	協会並びに協会の運営するジョブカフェおおいた	報告書47ページ

	【対応済】	(89ページ)
【監査意見】 (8) (人材定住基金の運用について) 人材定住基金12億6千万円のうち、外国債券を4銘柄計6億円購入しているが、うちユーロ円債(2億円)が平成22年7月に実質0%の金利水準となってしまっており、現在の状況からすると、この状態が継続する恐れがある。 基金については預金や国債など安全かつ確実な運用が望ましいと考える。	継続的な資産運用収入を図ることのできるより安全かつ確実な資産への投資を行っていくよう措置を講じる。 【対応済】	報告書48ページ (90ページ)
【監査意見】 (9) (賛助会員の減少傾向について) 協会の賛助会費の減少が続いている。賛助会 費獲得のために、目標を設定した上で、適時、 分析・評価・改善を行うよう検討する必要があ る。	の勧誘等積極的に取り組んでいる。	報告書48ページ (91ページ)
について) ハローワークでも求人情報のインターネット サービスが導入されたことにより、SORIN の役割・意義は大きく薄れている。SORIN	なお、システム改修に当たっては、監査意見を踏まえ、一般への求人企業情報の提供等、ハローワークインターネットサービスで代替できる機能につい	

		また、システム開発やハード・ソフトウェアの導入方法について工夫を重ねることにより、サイトの管理・更新にかかる経費やハードウェア使用料の削減を図るなど、維持管理コストの低減にも努めていく。 【検討中】	
	ら、人材定住基金12億6千万円を取り崩し、若年者就職支援のためにジョブカフェ事業等の上積みや新規事業を行うことを検討している。しかし、基金転用による就職・定着の効果は極めて不透明であり、これまで基金が効果的かつ効	協会は、公益財団法人への移行認定を予定しており、現在、平成25年度の公益認定へ向けての準備を行っている。移行後は公益認定基準を遵守した公益目的事業を行うことになるため、その点からも人材定住基金事業の事業内容や経費について見直しを行っている。基金を活用した若年者雇用・定住促進事業については県のジョブカフェ事業等と事業の方向性が一致するため、今後も県と協調して取り組んでいくことで、効果的な事業の運営と効率的な基金の活用を図っていきたい。 【対応済】	
財団法人大分県産業創造 機構	(1) (経営支援の記録について) 中小企業支援事業において、経営支援を行っ た詳しい内容や支援効果の記録が十分に残され	現行の企業支援情報は、機構内部の業務ソフトに蓄積されているが、プロパー職員の育成等にも役立てるため、平成23年度から、経営支援の経緯や手法、効果等についてこれまで以上に詳細に記述し、記録として残すこととした。これにより、支援ノウハウの蓄積と職員間の情報共有化を図っていく。 【対応済】	
	て) 県からの業務援助・企業からの出向職員が他 の外郭団体と比しても多い状態である。自立支 援型の組織を目指して、自主事業の開発、受託 事業の検討、企業OBの活用等、産業創造機構	県からの業務援助職員については、地域結集事業が平成24年度末で終了する予定であることから、当該事業に係る業務援助職員が平成25年度以降は減となる見込みである。 また、団体運営の安定的な継続のため、平成21年度に2名のプロパー職員を採用するなど、人材の適正確保を図っている。事業面では、23年度、大分県信用保証協会からの新規事業受託を行うこととしている。さらに、23年度、コーディネーター等の契約	

		職員として企業OB数名を活用している。 【対応済】	
	ソフィアホールの稼働率が低下していること	利用率向上対策の一環として、平成23年1月から特別料金(一般会員は1割引、特別会員は2割引)を設定した。また、さらなる利用率向上のため、機構情報誌でのホール利用の案内や、過去の利用企業に対する再利用の働きかけを現在行っている。 【対応済】	(100ページ)
		経営基盤の脆弱な中小企業にとって、大学のシーズや資源を活用した産学官連携事業は、ビジネスの拡大に有効なため、「地域イノベーション創出研究開発事業」、「戦略的基盤技術高度化支援事業」等の国の産学官連携事業の獲得に向けた取り組みを強化する。現在、国の産学官連携事業の獲得を希望する企業に対し、事業計画の策定支援や産学官による連携体制構築に向けたサポートを行うなど、企業及び大学と連携しながら、今後の国の採択に向けた取り組みを強化している。 【対応済】	
財団法人ハイパーネット ワーク社会研究所	【指摘事項】 (1)(固定資産の管理について) 固定資産に計上されているもののうち、既に 現物がないものについては除去処理すべきであ る。	_ 9	
	【監査意見】 (1) (事業活動の認知度の向上について)	財団では、「ネットあんしんセンター」の運営など大分県民や県内企業の幅広い層を対象とした普及	

	や、県民と接する活動を増やすことにより事業 活動の認知度を上げる方策を検討する必要があ る。	啓発事業に取り組んでいるが、主たる目的は、ハイパーネットワーク社会の早期かつ健全な実現を図り、もって我が国及び国際社会の発展と国民生活の向上に寄与することであり、調査、研究等を通じて全国に向けて情報発信を行っている。今後は、農業、防災、教育など地域社会に密着した分野の調査などを通じて県民との接点を増やし、事業活動に対する部とので見たがおける情報モラルに関する普及啓文する認知度の向上を図っている土日の研修ルーム開放については、研究所の閉所日である土日に人員配置が必要となること、所の関所日である土日間館のためのとなること、解決すべき課題があるが、研修ルームの土日利用についてNPO法人等に対しニーズ把握のためのヒアリングを行っているところであり、平成24年1月末を目途にとりまとめを行い、必要に応じてにで理会社と協議し、実施の可能性について検討する。 【検討中】
財団法人日田玖珠地域産 業振興センター	【監査意見】 (1)(退職給付引当金の設定について) 退職給付引当金を設定すべきである。	平成22年度決算書より退職給付引当金を計上して いる。 【対応済】 報告書60ページ (114ページ)
	【監査意見】 (2)(商品券の管理について) 客から受け取った商品券が再利用可能な状態 で手提金庫に保管されていた。再利用されない ようにする必要がある。	
	【監査意見】 (3)(固定資産の管理について) 固定資産に係る現物実査が行われていなかっ た。今後は定期的に現物と台帳の照合を行い管 理するべきである。	
	【監査意見】 (4) (大展示場の利用促進について)	大展示場の利用促進のため、23年度内にセンター、報告書60ページ 日田市、出捐団体とで有効利用に向けた協議を行い、(115ページ)

	振興センター内の大展示場の使用料は、自主 財源確保のために必要不可欠であり利用率を高 める方策を検討されたい。	24年度以降、協議内容をふまえた利用促進の具体的 方策を実行する。 また、センター事務局において、貸会場の積極的 な営業活動(家電、呉服、輸入家具等販売業者など を対象)を行い、収入源の確保に努力する。 【検討中】	
大分県信用保証協会	【監査意見】 (1)(保証の意思決定の際の検討のあり方について) 保証の意思決定の際の検討について、保証先の状況を関係先も含めてグループベースで検討すべきところ、検討が不十分と思われるケースがあった。 保証を行う際には保証先の実態把握に努め、保証承諾後短期間での代位弁済に至らないようにするべきである。		
	【監査意見】 (2) (継続取引先の実態把握について) 保証承諾後短期間で代位弁済に至った先の中 に過去からの継続取引先が散見されることか ら、継続取引先についても過去の情報に依存せ ず十分に実態把握を行い慎重な審査を行う必要 がある。	今後は申込人の過去の情報に加え、現地訪問や取引先金融機関訪問等を行うことにより、一層申込人の実態把握の精度を高める。 【対応済】	
	代位弁済発生時には顛末書等を作成し、経営	大口案件については、代位弁済時に役員に対し、 回収方針についての報告書を提出しているが、今後 は当該報告書に、代位弁済に至った経緯等の分析を 加える等して報告書の精度を高めるとともに、職員 にも回覧し、情報共有に努める。 【対応済】	(120ページ)
	【監査意見】 (4) (経営支援室の活動について) 経営支援室の活動について現状では十分な経営支援の機能が果たされているとはいい難いことからその活動を充実させるべきである。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(121ページ)

	【監査意見】 (5) (内部監査について) 内部監査については現状、総務部が行っており、独立性の観点から改善の余地がある。	平成23年度より、総務部門から独立して監査を行う「危機管理担当」を創設した。 【対応済】	報告書63ページ (121ページ)
	【監査意見】 (6) (プロパー職員の理事登用について) 職員のモチベーションを高めるためにもプロパー職員の理事登用について、検討するべきである。	監査意見の趣旨に沿い、理事登用に当たっては、 プロパー職員を含め、能力・適材適所を重視する。 【対応済】	報告書63ページ (121ページ)
	県側はこれまで以上に当協会のモニタリング	平成23年度より、金融円滑化特別対策事業に係る 損失補償基金の毀損回避に努めるため、毎月、期中 管理状況報告書の提出を求めている。また、国が検 査を実施する際の立会いを予定している。 【対応済】	
大分ブランドクリエイト 株式会社	平成21年3月23日に発生した売掛金77,060円		報告書66ページ (126ページ)
	「坐来大分」は東京における大分県産品の普及に取り組み「おおいた」ブランドの確立を図ることを目的としているが、現状は繰越利益剰余金がマイナスでありさらに大分県から賃借料を免除されている。 「おおいた」ブランドを確立するという目的	平成23年度は、ディナー来客数の増加を図るとと もに、店内や出張での物産販売等を通じて、売上増	

	あれば大分県の出資が毀損し続け、県民の理解 も得られなくなるおそれがある。県民の理解を 得るために赤字を出さないような実現可能性の ある経営戦略の策定を急ぐべきである。		
株式会社大分国際貿易センター	状の下、コンテナ貨物を獲得するためにポートセールス活動を行っている。しかし、実際に貨物を獲得するためには行政のみによるポートセールス活動には限界があるため、大在コンテナターミナルに入居する海運業者や陸運業者、周辺の倉庫業者など物流関連企業から大分県内の輸出入貨物の動きや企業情報、船賃の動きや陸上運賃の概要や、周辺の倉庫立地状況など、スト面や周辺の物流環境面に関する情報を入手しやすい当社と大分県が一体となったポートセールス活動を行う必要がある。そのために当社及び大分県は、ポートセールス推進員に対して輸出入に係る様々な情報の具	具体的な収集計画を策定(8月10日)し、さらに 効率的に協同で営業活動を行っている。 また、県内海運業者や陸運業者、周辺の倉庫業者 など物流関連企業から大在コンテナターミナルの抱 える問題点や改善案など聞き取りを行ってきた。 こうした活動の中で、大在コンテナターミナルは 輸出に比べて輸入が少なく、輸出のための空コンテナの調達にコストがかかるなど競争力が弱いとの課題が浮き彫りになった。このため、本年度は新たに 輸入コンテナを増やすための補助金制度を創設ートセールスを行った。併せて、10月には39社の荷主 企業等を集め、ポートセミナーを大分市で開催した。 こうした取組の結果、新制度を活用した輸入コンテナについては23年度は約1500個の増加が見込まれる。	(131ページ)
大分朝日放送株式会社	分放送と大分朝日放送(株))の株式を保有しているが、地上波テレビ放送の普及促進という観点からすれば当初の出資目的は達成されていると考えられる。デジタル放送への完全移行後も、放送と通信の融合事業やデータ放送事業等、県	当該法人にとって県は重要安定株主と位置づけられており、知事が継続して取締役を務めている。地上デジタル放送完全移行後も引き続き連携した取組が必要な中で、地域の情報提供・発信や災害等緊急時の情報伝達手段など放送事業の公共性も考慮し、当面、株式の保有は継続する。 【対応困難】	(281ページ)

	きである。		
	通知により決算数値の把握を行っている。また、 期中で行われる取締役会の議事録についても入 手し、それを通じて期中の営業状況の把握を行	【対応済】	
株式会社エフエム大分	越利益剰余金のマイナスが継続している状況の中、有利子負債がほとんどないことなどから資金繰りには当面は問題がないと判断しており、事業計画の入手・検討や営業努力の確認を十分に行っていない。 ところが、売上減少を食い止めることや経費を節減すること等を急がなければ、資本の毀損	監査意見を踏まえモニタリングの強化を図るため 事業計画の提出を求めた。これに対し、黒字定着、 累積損失の解消が急務であることから、資本金の額 を減少して欠損填補を実行するとともに、人件費、 番組費、固定管理費等を全面的に見直し、費用を削減して利益率の向上を図る計画についての説明があった。(全株主に対して実施) そこで、県は、費用削減の具体的な内容を中心に 当該計画に関する詳細な聴き取り及び現在の財務状況の把握を行った。その結果、当該計画は実現性が 高く資本金の額の減少により会社のスリム化が図ら	145ページ

	にかかっていると認識してはいるが、事業計画 の入手や計画の合理性の検討、損益分岐点等の 重要なポイントの把握が十分ではなく、また、	れ経営基盤の強化につながるなど、実効性が認められるものであると判断した。 この資本金の額の減少は、平成23年12月12日開催の臨時株主総会で決議された。(効力発生日:平成24年1月18日) 今後、四半期ごとに訪問して聴き取りを行い、当該計画の進捗を注意深く監視するなど更なるモニタリングの強化を図るとともに、各種中小企業経営支援策の活用についての助言や情報提供を行っていく。 【対応済】	
株式会社大分放送	護されている業種であって、このところの赤字	【対応済】	
大分県デジタルネットワ ークセンター株式会社		監査意見を踏まえ、年2回の訪問による聴き取り のほか、取締役会(年4回)において予算、事業計	

	単年度の経営計画(予算)及び中期計画を入	【対応済】	
農林水産部 公益財団法人森林ネット おおいた (旧財団法人大分県森林 整備センター)	基本財産の一部を円貨建外国債に運用しているが、実質0%の金利水準となってしまっているものがあり、現在の状況からするとこの状態が継続する恐れがある。基金については預金や国債等安全かつ確実な運用が望ましいと考え	また、現状の金利は、最近の円高傾向が原因であり、0%金利となっているものもあるが、これまでには相当の金利を生み事業実施に寄与している。	(136ページ)
	県と財団は同様の事業を実施しているため、	県は当財団に県民有林(9,557ha)に係る保育や下刈り等の施業を委託しており、その他の県営林(7,253ha)についても、当財団に調査業務の委託を行っている。県民有林と県営林はいずれも県有	(137ページ)

	財産であることから、財産処分等については県が行 うが、今後は、調査や施業等委託可能な事業は委託 していく。 【検討中】	
	職員が各事業についてアイデア等を提案できる機会を設け、職員のモチベーション向上に努めるとともに、新たに職級を設置するなど、将来的にプロパー職員も役員に登用できるよう、人材育成に努めることとした。 【対応済】	報告書72ページ (138ページ)
【監査意見】 (4) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的 な関与が可能である人物に対して理事就任への 依頼を行う必要がある。		
【監査意見】 (5)(出資金の管理について) 出資先の経営状況のモニタリングを十分に行 い、出資金の評価を行う必要がある。	平成23年度からは、出資している14の森林整備法人に対して定期的に決算書を入手するなどしてモニタリングを行い、経営状況を把握するとともに、森林整備法人としての適格性についても調査することとした。 【対応済】	
【監査意見】 (6)(県民の森について) 県民の森における現金の実査については日次 で行い、その結果を担当者以外のものがチェッ クする体制を構築する必要がある。		
【監査意見】 (7) (預金通帳の管理について) 預金通帳の管理に当たっては、県民の森及び 林業研修所が多額の預金を管理する必要のない 管理体制を構築する必要がある。		

財団法人大分県主要農作物改善協会	(1) (種子対策事業について) 大分県主要農作物改善協会の種子対策事業に おける稲種子、麦種子及び大豆種子の優良種子	稲種子、麦種子及び大豆種子の生産量及び品質が、 気象条件に大きく左右されることはやむを得ない。 しかし、採種農家の栽培努力も必要不可欠であるこ とから、採種農家に対して基本的な栽培技術を引き 続き指導していくことで、合格種子の確保に努める。 なお、平成22年産水稲の合格種子の割合(計画数 量対比)は83%と、前年産(同19%)に比べて大き く改善した。 【対応済】	報告書74ページ (143ページ)
公益社団法人大分県農業農村振興公社	(1) (草地林地一体的利用総合整備事業の目的及び	【対応済】	
	ース契約の違約損害金条項について) 大規模リース団地整備支援対策事業におい て、入植者と公社との間で交わすリース契約の 契約書には、借り手である入植者の責任で中途 解約に至った場合において借り手が負担すべき 違約損害金についての定めがない。 多額な補助金により実施される事業の完遂を	=	(151ページ)

	は、乙(借りて)の一方的な意思表示によって解除することはできないものとする。」と規定しており、監査意見にある「借り手である入植者の責任で中途解約に至る」は、契約違反に該当し、その場合、法的手段により、ペナルティ(違約損害金等)を負わせることも可能だと考えていることから、県及び公社のリスク回避としては十分と考えている。 入植条件の違約損害金条項を強く掲げた場合、入植希望者の意欲を削ぎ、リース団地造成が計画的に進まないことも懸念されるため、違約条項の設置は見送ることとした。 【対応困難】	
【監査意見】 (3) (就農支援資金貸付事業について) 公社が実施する就農支援資金貸付事業において、延滞が相当額発生しており、現在貸し倒れは発生していないが、今後発生する可能性は高い。しかし公社には金融機関のような債権管理や不良債権回収のノウハウは無く、債務者区分や債務者状況の把握といった債権管理は十分に行われていない。 債権管理体制の強化、十分な引当による適切な会計処理が必要である。 また貸し倒れ発生時の損失の負担関係は現在明確にされていないため、早急に県と相談し明確にすべきである。	平成23年度決算から貸倒引当金を計上し、貸し倒れの発生に備えることとした。 【対応済】	報告書79ページ (152ページ)
【監査意見】 (4) (大分農業文化公園の指定管理受託に係る再委託業務について) 公社は県から大分農業文化公園指定管理業務を受託しており、これに含まれる設備保守管理業務や清掃業務については再委託を行っている。 これらの再委託に係る指名競争入札について、両業務を一括した発注、また複数年での契	【対応済】	

	約を行うなどの工夫により、コスト削減が見込まれるためこれを検討する必要がある。 【監査意見】 (5) (大分農業文化公園に係る入場者数の目標設定について) 公社は毎年大分農業文化公園の目標入場者数を設定しているが、この目標値に合理的根拠が見られない。職員のモチベーション向上や、未達分析による集客力向上に資するため、合理的分析に基づいて達成可能な目標設定を行うことが適当である。	目標入場者数については、過去の実績に基づき休日や天候を考慮し、月単位での積み上げを行ったうえで目標を設定した。 【対応済】	
		_ : ::=	
社団法人大分県漁業公社	(1) (固定資産の調査について)	平成23年1月に現物チェックを行い、使用できない物については平成23年3月で廃棄処分とした。今後は、規程に沿って現物調査・照合を実施していく。【対応済】	
	【指摘事項】 (2) (備品の管理について) 公社財務規程によると、取得価格2万円以上 のものは備品として備品管理簿により管理する と定められているが、管理者にヒアリングを実 施したところ、備品管理簿が作成されていない ことが判明した。また、備品を含む物品につい	【対応済】	

	ては毎会計年度末日に実施棚卸をすることになっているが、棚卸も実施されていなかった。備品管理簿の作成と備品等の棚卸を規程に従って 実施すべきである。		
	【監査意見】 (1) (目標原価の設定について) 種苗ごとの目標原価が設定されていないので、目標原価の設定を行う必要がある。	各魚種ごとの過去5年間の生産原価を算出し、最も安い時の原価と販売価格の2つのうち、金額の低い方を目標原価として魚種ごとに設定し、効率的な業務への転換や職員の原価意識を高めることとした。 【対応済】	
	【監査意見】 (2) (種苗販売価格について) 漁協や漁業者への種苗販売単価が一定である ので、原価が上がると不採算事業に陥りやすい 状況となっている。値上げや値下げを検討する 必要がある。		
社団法人大分県生乳検査協会	(1) (今後の検査業務等について) 大分県生乳検査協会は検査乳量が増えない限りは収入の増加が見込めないと思われる。3人の職員で検査業務を行っているが、小規模な人	【対応済】	
社団法人大分県畜産協会	【監査意見】 (1) (旅費規程について) 旅費規程によると、役員・従業員の宿泊料が 定額と定められており、非常勤役員の費用弁償 規程では、非常勤役員の総会・理事会等会議出	【検討中】	

席のための旅費が定額とされているが、実費精 算を行うよう、規程の見直しを行うべきである。		
について)	77 1 = 12.11	.,
【監査意見】 (3) (基本財産に関する内規について) 協会は基本財産(固定資産)として、有価証券 200百万円を所有しているが、基本財産に関す る内規が見当たらなかった。基本財産の適切な 管理・運用が図られるためにも、基本財産の取 得や処分等に関する内規の整備が必要である。	【検討中】	
【監査意見】 (4) (出勤簿の管理について) 出勤簿については、日々出勤者が自分で出勤 簿に押印することになっているが、平成21年度 の職員(パート含む)の出勤簿を閲覧したとこ ろ、押印なく空欄のままになっているところが 散見された。出勤者以外の者によるチェックが なされた証跡もないことから、出勤簿の適切な 記載・管理が求められる。	【対応済】	報告書89ページ (173ページ)
【監査意見】 (5) (臨時手当(賞与)について) 臨時手当については職務権限規程や給与規程 及び臨時手当支給内規では、「理事長による決 定」と定められているものの、稟議決済基準に は臨時手当のことが記載されていない。実際は 稟議決済基準で理事長の決裁伺いを行ってお り、臨時手当に関しても稟議決済基準に加える ことが望ましい。	平成24年3月までに臨時手当について稟議決裁基準に加えることとする。 【検討中】	報告書89ページ (173ページ)

1	ı		1
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9	
	【監査意見】 (7) (物品管理簿の不備) 物品(取得価格10万円未満)については「物品管理簿を設けて物品管理をしなければならない」と会計処理規程の中で定められているが、物品管理簿が存在しなかった。 物品管理簿の作成を行い協会資産の管理保全に努めるべきである。	会計処理規程の定めに従い、平成24年3月までに 物品管理簿を作成し、協会資産の管理保全に努める こととした。 【検討中】	
	【監査意見】 (8) (固定資産の貸与について) 固定資産のうち、パソコンとプリンタの1セットを外部に貸与しているが、台帳に貸与状況を示す記載がなされておらず、また、協会では貸与する際の手続きについて特段の定めはなかった。今後は、固定資産台帳に記載するなど適切な管理の下で貸与すべきである。	【対応済】	
社団法人大分県配合飼料価格安定基金協会		【対応済】	

	定基準を満たすための指導になっていくものと 思われる。		
社団法人大分県漁業海洋文化振興協会	(1) (協会のあり方について) 大分県漁業海洋文化振興協会は現在「特例民 法法人」として存続しているが公益法人改革三 法の施行日から5年間の移行期間の間に公益社 団法人への移行の認定もしくは一般社団法人へ の認可、あるいは解散を決めなければならない。	また、出資金についても、現在行っている種苗放流などの主な事業をいかに継続していくかという観点から、出資元への返還や他の団体への寄付などの検討を行っている。 【検討中】	
大分県漁業信用基金協会	の推移) 決裁済みの保証伺の綴りから判断する限り、 保証先の財務数値等の内容把握が甘いといわざ るをえない。融資金融機関が行っている審査内	今後は、これまで以上に融資金融機関に対して指導を行うなど改善を図っていく。具体的には、提出された保証先の収支計画に無理があったり記載されている財務の状況等が実態とかけ離れていると思われる場合は、融資先の再調査・収支計画の見直しを行うように促し、場合によっては受け付けた漁協に対してヒアリングを行う。また、職員に対してスキルアップの研修を行う。 【対応済】	
	【指摘事項】 (2) (満期保有目的の債券の貸借対照表価額について) 大分県漁業信用基金協会会計規程では、満期 保有目的の有価証券について、一定の要件を満 たす場合、償却原価法に基づいて算定した価額		

をもって貸借対照表価額とするものと定めている。また、貸借対照表の脚注においても、償却原価法による旨を記載している。 しかし、実際の貸借対照表価額は取得価額のままとなっており、規程に準拠した、実態を適切に反映する会計処理を行うことが必要である。		
【指摘事項】 (3)(債務保証損失引当金の計上額について) 大分県漁業信用基金協会の平成21年度貸借対 照表に計上されている債務保証損失引当金の算 定過程に誤りがあった。計算方法を見直し、ま た算定シートの修正改善を行い、以後の計上を 適正に行う必要がある。	算定シートを修正し、また計算方法を見直したうえで適正な計上を行った。 【対応済】	報告書97ページ (189ページ)
【指摘事項】 (4) (求償権償却引当金の計上額について) 大分県漁業信用基金協会の平成21年度貸借対 照表に計上されている求償権償却引当金の算定 過程に、誤りがあった。適切な算定方法により、 以後の計上を適正に行う必要がある。	平成22年度末に求償権償却引当金について、再度 算定を行い、不足額を繰り入れた。 【対応済】	報告書98ページ (190ページ)
【監査意見】 (1)(債務保証損失引当金の算定の際に利用する被保証者の債務者区分の見直しについて) 債務保証損失引当金の算定に当たり、被保証者の被保証債務の履行状況により債務者区分を行い、この区分ごとに平均事故率の算定を行っている。これは会計規程によるものだが、延滞月数に基づく形式的分類による不具合があり、改良を検討することが望ましい。	て平成20年度に定められた会計規程に従っているも のである。このたびの意見は中央会に伝えたい。	報告書98ページ (190ページ)
応について) 九州エリア内における各県漁業信用基金協会	合併については、(社)漁業信用基金中央会が国の補助を受け平成19年度から検討を行っている。現在は、財務状況の調査や合併プランの内容の検討等が行われているが、これにあたって勉強会や検討会も行われている。当協会は合併のメリット等を研究す	

	=	るため、平成23年度から検討会に参加することとしており、将来的に方向付けを行っていくこととしている。 【検討中】	
大分県農業信用基金協会		【対応済】	(196ページ)
	大分県農業信用基金協会の貸借対照表に計上されている求償権償却引当金468百万円は、「農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令」が「当分の間」認めている簡便な算定方法によっている。しかし、大口求償権合計18億円について、求償権残高より担保等を差し引き個別に引当金を算定したと仮定した場合には、引き当てが大幅に不足しているものと考えられる。不足額の大	現状の引当金算定方法は、国が示すの所 則において認められており、これまでの象となり、 毎年度対象とめ、ではなり、毎年度対象とめ、ではなり、毎年度対象とめのでした。 の回収額(回収率)に大きくかい離するものでは対し、 農林には、 農林には、 農林には、 とで、指摘された大付保されているが、 を考えて、指摘された大付保される約70%のるが、 とで、指摘された大付保されているがのの方円で対あるる回収を を除く自しリスク額は約5億4,000万円で対あるが、 を除く自己リスク額に対する回収を 差し引くと、自己リスク額に対する回収で表しまれの を差し引くと、自己リスク額に対するのよれでは を差し引くと、自己リスク額に対するにのが、 を差し引くと、自己リスク額に対するの引当は が、と、も大口債権について個別の債権でよいで また、少なくとも意見について間別の債権でおいて を考慮す当を行うことが会別は、一部のられている。 また、およそ1,200件の求償権すべてに一費等で、 また、およそ1,200件のよりまなことから、 の引当となることから、	(197ページ)

		これまでどおり附則において認められた算定を基礎としたい。 しかしながら、今後も継続して農業者等の信用力を補完し、経営の改善に寄与するという当会の役割を果たすため、これまで以上に大口保証案件の期中管理の徹底により事故の未然防止を図る。 【対応困難】	
	大分県農業信用基金協会の設立目的は、農業 者等の信用力を補完し農業近代化資金その他の		
株式会社大分ボール種苗センター	(1) (当団体に対する出資について) 当社の経営安定が確認できた時点で株式の譲渡も含めた県関与のあり方を検討すべきである。	野菜・花苗の売上高の向上により経営安定が図られているが、東日本大震災による花き業界の不況が経営に影響を与える懸念もあり、引き続き売上げの安定とコスト削減を続け、さらに効率的な運営を行う必要がある。また、平成18年度には優良種苗生産施設の増設に関する協力協定を、当団体と県及び九重町の三者で締結し、平成27年度までに3haの施設の増設計画を進めているところでもある。県としては監査意見のとおり、当団体による施設の増設状況や経営状況を定期的にモニタリングするとともに経営安定に向けて協力し、経営の安定が確認できた時点で、株式の譲渡も含めた県の関与のあり方を検討する。	

		【対応済】	
大分県土地改良事業団体連合会	(1) (今後の事業運営について)	これまで、団体の長期計画に基づき、経営改善策を積極的に講じてきたところであり、人員削減や支部事務所の6事務所から4事務所への整理統合及び換地部門の集約等を行っている。 今後の事業運営については、受託事業量の動向等を精査の上、次期長期計画(H25~H29)にさらなる対策を盛り込むこととしており、計画策定作業を進めている。 【検討中】	
	職する場合にはその必要性・合理性を慎重に検 討した上で、再雇用を決定する必要がある。ま た、プロパー職員の役員が不在の状況にある。	また、組織活性化の観点からプロパー職員の役員 登用は必要であり、次期長期計画の中で体制構築に	報告書107ページ (208ページ)
	かでなく、一般市民の利用率は非常に低いとみ	土地改良資料館は、団体の主要業務の一つである土地改良事業に関する教育及び情報の提供、調査及び研究に資することを目的に設置され、県内で実施されてきた土地改良事業の記録等を後代に伝える貴重な資料を多く収蔵・公開している。この監査意見を踏まえ、関係者や一般市民の更なる利用が自らが管理主体として適正な運営を行う体制を整えたといるのといる。また、今後は、ホームページで蔵書や民活のといる場合でであり、今後は、ホームページで蔵書や民活のところであり、今後は、ホームページで蔵書や民活のでででであり、今後は、ホームページで蔵書や展示方法を工夫するなど、有効に活用されるよう努めていく。また、同施設の一部を借りて行っている県の広報事業(水土里の部屋)については、来年度から廃止することとした。	

	【監査意見】 (4)(理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的 な関与が可能である人物に対して理事就任への 依頼を行う必要がある。		
	【監査意見】 (5) (事前着手について) 業務の事前着手に当たっては、文書での承認 も確実に得る必要がある。	業務の事前着手については、包括外部監査終了後 直ちに全事務所に対して文書による承認を確実に得 るよう、事務処理の徹底を指示した。 【対応済】	
	【監査意見】 (6) (稟議制度について) 稟議制度を適切に運用するために、稟議書に 決裁日を記入する必要がある。 決裁日の記入のない稟議書は重要な要件を落 としているといわざるをえない。		報告書108ページ (210ページ)
	【監査意見】 (7)(日出町の土地・建物について) 日出町の土地・建物については、有効に活用 されていないため、速やかに売却等を検討する 必要がある。	日出町の土地・建物の売却については、賃貸契約 している日出町と現在交渉中である。 【検討中】	報告書108ページ (211ページ)
	推進協議会に役務の提供を行った場合、一定 の対価を請求する必要がある。	推進協議会は、土地改良事業の効果的・効率的な 推進を図るために、県、市町村とともに設けた組織 である。 推進協議会の業務は、団体の事業と密接に関連し ていることから、その実効性を確保するために業務 の一環として事務局の立場で関わっているものであ り、対価を請求する役務の提供には当たらないと考 えている。 なお、協議会の運営経費は会員である市町村の負 担金等で賄われている。 【対応困難】	(211ページ)
大分県農業会議	【指摘事項】 (1)(退職準備金の積み立て不足について)	退職金の積み立て不足については、平成22年度か ら計画的に積立て、平成31年度末までに、積立不足	

	退職準備金が4,844,857円の積み立て不足と なっている。	が解消できるようにした。 【対応済】	
周防灘フェリー株式会社	【監査結果】 (1) 平成22年3月末時点で債務超過となっている会社に対し、県は年に一度株主総会に出席するとともに取締役と意見交換を行っている。しかし、このような場合には、会社の経営計画を入手して計画値と実績値の乖離状況を常時モニタリングし計画の達成状況を進捗管理することが必要と考えられる。	【対応済】	報告書144ページ (283ページ)
有限会社大分県酪農振興公社	(1) 県が公社に出資するのは酪農振興のためであり、酪農者保護のためにも、製造される配合飼料が安全で、かつ乳用牛が生乳を生産するのに十分な栄養分を有しているかどうかをチェックする必要がある。 県酪農界は飼料の生産資材の高止まり、減産型計画生産による生乳消費量の落ち込み、牛乳離れという厳しい状況が続いており、問題の早	製造される配合飼料は、月に一度、十勝産業協同組合連合会農産化学研究所(北海道大樹町)で分析を実施し、安全性及び品質の確認を行っている。配合飼料製品の利用量拡大については、大分県酪農業協同組合と連携しながら、分析データに基づいた製品の特徴を酪農家へ伝えるとともに、ニーズを確認しながら、県内酪農家の利用拡大、県外酪農家へ販路拡大を図っていく。県としても、農家指導の中で、公社の製造する配合飼料並びに牛乳の消費拡大対策等を講じ、問題の早期是正に努めていく。 【対応済】	~146ページ (285~286ページ)
社団法人大分県果実生産出荷安定基金協会		【対応済】	

	担当者が限られた時間で当該法人の業務に習 熟し、効率的に仕事を行うためにも理事会議事 録等の文書の入手は必要である。		
株式会社大分県畜産公社			
土木建築部 財団法人大分県建設技術 センター	退職した県職員が外郭団体の役員として再就 職する場合にはその必要性・合理性を慎重に検		
		当法人は、公益法人制度改革に対応し、平成25年 4月の新法人移行へ向け現在、各種規程や事業内容 の見直しを進めている。監査意見の積立金の根拠と なる文書についても、他の規程同様に検討、策定作 業を進めているところであるが、移行する法人形態 や事業内容により、積立金の内容も変わってくるこ とから、事業内容の確定とともに積立金の根拠規程 も整備し、新法人への移行認定申請案を諮る理事会 (平成24年9月予定)で承認を得ることとしたい。 【検討中】	
	いるが、県が財団に委託する事業が明確にされ	事業収入額の最も大きい「土木積算等委託事業」 について、平成23年1月に「積算委託業務の総枠管 理の基本方針」として各関係事務所長宛に通知し、 節度ある適切な委託に努めるよう周知した。すでに 作業に着手した公益法人改革に係る移行手続きの中 で、移行後の事業等の精査を含め、発注業務の基準	(220ページ)

	従って、県は財団へ発注する業務の基準を明 確化する必要がある。	を明確化していきたい。 【検討中】	
財団法人大分県公園協会	に占める収入の大半を大洲総合運動公園の指定 管理者受託に伴う受託事業収入に依存してい	特別会計に係る収入を増やし財政基盤を安定させるため、自動販売機売上と売店売上の効果的な収入拡大策として、23年度の夏期2ヶ月間プールに1台自動販売機を増設、またアイスクリーム等の売店を設置した。そのほか、22年度に公園駐車場から総合体育館への導線上に自動販売機1台を増設し、21年度の収入に比べ155千円増加した。 【対応済】	
大分県住宅供給公社	【監査意見】 (1)(分譲事業等資産の販売状況について) 分譲事業等資産の販売状況が低調であり、今 後は更なる販売促進活動が必要である。	販売促進のためのプロジェクトチームを編成し、 販売戦略の策定を行うとともに実施後の評価・検証 を行うフォローアップ会議を開催し、早期売却に向 けての販売促進を図っている。 【対応済】	(232ページ)
	【監査意見】 (2) (今後の資金繰りについて) 分譲事業等資産の販売状況が低調であり、資金繰りが厳しい状況にあり、対応策を速やかに決定する必要がある。また、借入金の返済について理事会でも検討する必要がある。	【対応済】	
	ままでは向陽台を完売するまでに10年程度は必要と考えられる。 向陽台の販売のために分譲事業を継続するこ	【検討中】	(235ページ)

	返済を進めていくべきと考える。		
	【監査意見】 (4) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的 な関与が可能である人物に対して理事就任への 依頼を行う必要がある。	理事の選任時、理事会等の出席が可能である人物 に対して就任依頼するように努める。 【対応済】	報告書121ページ (236ページ)
	【監査意見】 (5)(費用の按分について) 県営住宅管理事業会計で計上すべき役員報酬 が計上されていなかった。適切な損益管理を行 うため、合理的に費用按分を行う必要がある。		報告書121ページ (236ページ)
	【監査意見】 (6) (担保注記情報の記載について) 担保情報は重要な情報であるため、財務諸表 利用者のために注記することが望ましいと考え る。	平成23年度から注記している。 【対応済】	報告書121ページ (236ページ)
大分県土地開発公社	【監査意見】 (1)(長期保有土地について) 長期保有土地については、速やかに利用方法、 処分の方針を決定する必要がある。	県立文化施設附帯施設用地については、新県立美術館建設地と決定されたこと、また大分インテリジェントタウンについても、企業誘致活動を促進するため、県の買い戻しが決定した。他の長期保有土地については、事業所管課と共同で売却促進に努めるとともに、売却までの間については有料駐車場等として有効活用する。 【対応済】	
		市町村等関係機関からの受託事業の確保に努めるとともに、より一層の経営の効率化を図ったうえで当面は存続させ、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、指導監督を徹底していく方針である。 【対応済】	
	【監査意見】	理事の選任時、理事会等の出席が可能である人物	報告書126ページ

	(3) (理事の選任について) 理事の選任に当たっては、理事会への積極的 な関与が可能である人物に対して理事就任への 依頼を行う必要がある。	に対して就任依頼するように努める。 【対応済】	(246ページ)
大分ウォーターフロント 開発株式会社	業により設立されたものの、現在は設立当初の 目的である活動よりも、県からの委託業務に重 点を置いた活動となっている。すなわち設立当 初の目的を果たしておらず、このような状況で		(282ページ)
教育庁 財団法人大分県体育協会			
	【指摘事項】 (2) (預金に関する残高証明について) 決算時に預金の残高証明書が入手されていな いが、資産の実在性や網羅性を確かめるために も残高証明書の入手が必要である。		報告書128ページ (251ページ)
	【指摘事項】 (3) (リース取引の契約について) 県体協には、会計処理規程や固定資産規程が設けられていない。コピー機、電話機、FAX、リソグラフ、会計ソフトなどをリースで賄っており、年間860千円余りの支出があるが、相見積もりはまったく取られていなかった。 今後は資産取得など資金支出について一定の		報告書129ページ (252ページ)

基準を設け、相見積もりを取るなどコスト削減 を図るべきである。		
【監査意見】 (1) (時間外勤務について) 賃金台帳で21年度の時間外勤務の状況を調べたところ、職員7人のうち6人が毎月同一の時間外勤務時間が記録されていた。県体協では内部の取り決めとして、業務援助の職員は月18時間、その他の職員は月10時間を上限としており、時間外勤務命令簿にはすべて上限の残業時間が記されていた。時間外勤務時間が適切に記載されていない可能性がある。		報告書129ページ (252ページ)
【監査意見】 (2) (受取寄付金の還元について) スポーツ振興資金と免税募金を受取寄付金として全額計上しているが、寄付団体との取り決め等で還元することを定めており、一部を当該団体に返還しているため、実質的には寄付の性格を有していないものがある。純粋な寄付部分だけを受入・処理するように改めるべきであると考える。	【対応済】	
【監査意見】 (3) (備品の管理について) 県体協では備品台帳が作成されているが、備品台帳を備え付けるべきとの規定はあるものの、備品台帳に記載すべき備品や実物調査等に関する規定がなく、実物調査も行われていなかった。規定の整備とともに定期的な実物調査を行うべきである。		報告書129ページ (253ページ)
【監査意見】 (4) (パワーアップ事業(選手強化費)の効果の検証について) 選手強化費と競技成績との因果関係が不明確であるため、パワーアップ事業の効果の検証を		

行っていく必要があると考える。		
【監査意見】 (5) (加盟負担金及び国民体育大会参加費・パワーアップ事業(選手強化費)に関する回収リストの作成について) 17の市町村体育協会からの加盟団体負担金や競技団体、学校体育団体の加盟負担金の回収業務については、毎年6月末を振込期限としているが、一部振込もれが発生しているという。県体協では現在、回収すべき負担金が回収されているか否かを適時把握できる一覧表に、回収や催促の記載欄を設けるなど、回収リストを作成するのがより効率的な管理といえる。 国民体育大会参加費、パワーアップ事業(選手強化費)においても、補助金交付先からの実績報告書について適時・適切に回収状況が把握できるよう回収リストを作成すべきである。	【対応済】	報告書130ページ (254ページ)
【監査意見】 (6)(切手の貯蔵品計上について) 県体協は平成22年3月末時点で、未使用分切 手113千円を保有しているがすべて通信費処理 していたが、金額がある程度大きい場合には「貯 蔵品」として貸借対照表及び財産目録への記載 が望ましい。	として会計処理することとした。	報告書130ページ (254ページ)
県体協の設立目的である「県民体力の向上」と主な事業である国体関係事業との関連性は不明である。このような中で、寄付金の減少などによる協会運営コストの確保が難しくなってい	併せて、スポーツ少年団活動や総合型地域スポーツクラブの普及促進の取り組みも引き続き行ってい	

警察本部 公益財団法人暴力追放大分県民会議	のモニタリングについて) 助成金を交付した地区の暴絶協等に対し暴排	【対応済】	
	【監査意見】 (2) (業務日誌の管理について) 不当要求調査業務と責任者講習事業について 各業務職員により業務日誌が作成されている が、管理者(事務局長)の検閲を示す押印のも れが散見された。管理者によるチェックが十分 に行われていない可能性がある。業務日誌は管 理者が各業務の状況を適時にモニタリングでき る貴重な資料であるため管理者は必ず日々の業 務に目を通し、押印するべきである。		報告書133ページ (261ページ)
	平成21年度では流動資産4,052千円、流動負債233千円で、流動比率1733%と高く、短期支払能力が高いように見えるが、現預金の減少が続いており、このままでは暴力団員からの被害に係る訴訟費用等の貸付金制度において、被害者への貸付資金が確保できない可能性も考えら	暴力団員からの被害にかかる訴訟費用等の貸付資金については、平成23年度より「訴訟費用等貸付金積立制度」を設け、2,000千円の積立を行った。収支の改善については、平成20年度より費用削減(事業経費減額、人件費抑制)及び基本財産運用益の増収(国債の満期償還に伴い利率の高い長期国債を購入)に努めた結果、平成22年度決算では、収支が概ね改善されたところである。今後も、引き続き費用削減に努めるとともに、新規賛助会員の拡大を図り、収入の確保に努める。【対応済】	
	【監査意見】	賛助会費を納入した会員のみを賛助会員として計	報告書134ページ

	(4) (未納の賛助会員について) 平成21年度の賛助会員250会員のうち、39会 員が会費未納であった。未納会員は毎年度発生 している。未納会員はそもそも賛助しておらず、 賛助会員数に含めるのには問題がある。今後は 会費納入を行った者のみ賛助会員とするよう改 めるべきである。	【対応済】	(262ページ)
	基本財産100,000千円をユーロ円債で運用しているが21年度から22年度にかけ利息ゼロの状況が続いている。今後は、預金や国債等安全か	現保有債券は、償還日(平成38年3月)前に売却すると、大きな損失が生じるおそれがあるため、償還日まで保有し続けるしかないものと考えている。今後は、基本財産の運用対象を預金や国債・地方債等に限定し、低リターンであっても安全かつ確実な運用を行う。 平成22年6月の国債の満期償還に係る切替購入においては、2年国債から利率の高い20年国債に変更し購入した。 【対応済】	(263ページ)
財団法人大分県交通安全協会	(1) (統合・支部化について) 安全協会が県下各地区交通安全協会を統合・ 支部化する際、各支部の組織運営を支部運営規 則により各支部長に委任したことから、支部で は各々の支部規則に基づき業務が行われてお り、本部(事務局)が支部をコントロールでき ていない状態である。点在する規程等を整理し、	本部と支部の一体化を図るために、支部役員の任命権、支部事務局長等職員の任免、支部長権限の明確化、支部経費執行権、協会費の使途、職員給与及び資産運用の統一化などについて、平成23年3月の理事会・評議員会で規程の見直しを決定し、同年4月から支部の会計や人事に係る権限が本部事務局に集約されるよう改善した。また、業務の効率化による収益・コストの改善を図るために、物品調達・支払事務の一元化を行い、納税申告についても平成24年度から一元化する。【対応済】	
	の普通預金の一部の口座について、金融機関か	平成23年4月から支部の会計や人事に係る権限が本部事務局に集約されるように組織運営の見直しを行い、支部会計についても、今後は、本部事務局による残高証明書と通帳等との照合を行うとともに、本部監事による監査を実施し、監査機能を強化した。【対応済】	

ため、残高証明書や通帳と帳簿金額との照合を 行う必要がある。		
通安全協会費を支払った個人に交通安全協会の 会員証を発行しているが、印刷コストが割高に なる等の理由から会員証の連番管理がされてい		
【指摘事項】 (4) (内部取引について) 平成21年度正味財産増減計算書において、講習会計における事業費の委託費8,172千円は、協会が所有する大分県自動車学校(学校会計)に委託した講習受講料であるため、内部取引に該当するが、外部公表用財務諸表を作成の際、内部取引として表示・消去されていなかった。		報告書138ページ (271ページ)
【指摘事項】 (5) (科目表示について) 平成21年度貸借対照表において、収入証紙2, 148千円が「仮払金」として表示されていたが 「貯蔵品」として表示すべきである。また、あ る支部の退職金掛金が「福利厚生費」として表 示されていたが「退職給付費用」として処理・表示すべきである。	【対応済】	
【監査意見】 (1)(支部の人員体制について) 支部の人員体制の見直しを図り、管理コスト	支部の管理職員の削減や配置見直しによる人員体制の見直しについては、平成23年4月から各支部の職員数を定数化(70人)し、受監時の職員数81人を	(271ページ)

	の削減に努められたい。	平成23年4月1日現在78人に削減した。また、支部職員による支部事務局長の兼務や事務局長を嘱託にする等管理コストの削減に努めている。 支部に対する監査については、平成23年4月から支部の会計や人事に係る権限を本部事務局に集約し、支部会計についても本部事務局のチェックが働くように内部監査機能を強化した。 【対応済】	
	通秩序の確立、交通事故の発生防止である。しかし、現在のところ上記目的の達成度合いを検証できる指標が見当たらない状況である。 ただ、協会が当該目的に対して効果的・効率	子どもと高齢者の交通事故の発生状況を指標とすることで検討を行っている。 本年度中に活動指標を策定し、平成24年度から活動の効果と達成度合いの検証を行い、活動の効果を開示する。	
企業局 財団法人大分県公営企業 協会	【監査意見】 (1) (県貸与物品の管理について) 汚泥処理委託業務において、県企業局から特殊工具等を貸与されているが、協会は貸与物品の把握ができていなかった。貸与物品を特定して、管理台帳で現物管理すべきである。	企業局においては、従来から資産台帳及び準備品	
		協会は平成23年3月末に解散し、汚泥処理業務については、企業局が直営することとなったところであり、業務執行に当たって、汚泥処理業務に精通したベテラン職員を複数配置するなど、組織で統制・モニタリングができる体制としている。 【対応済】	

会計処理規程によると、耐用年数1年以上か	企業局では、引き継いだ車庫について、資産台帳	(277ページ)
	【対応済】	(278ページ)

(注)表中の「報告書」とは、平成23年3月31日付け大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第511号により公表された「平成22年度包括外部監査 結果報告書」である(備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成22年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数)。

平成22年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について)

監査対象特別会計名	監 査 結 果	措 置 の 内 容	備考
福祉保健部 心身障害者扶養共済制度 特別会計	特別会計を設置せず一般会計の中で扱っている 場合が多いことから、本県においても一般会計	が図れなくなるとは言えず、また、特別調整費等の一般会計からの繰出し及び特別会計への繰入れの事務を行う必要がなくなるなど事務の簡素化にもつながることから、平成23年4月1日付で特別会計を廃止し、一般会計にて扱うこととした。	
母子寡婦福祉資金特別会計	(4) 母子及び寡婦福祉法施行令第17条において、 違約金は原則徴収することになっており、災害 その他やむを得ない理由があると認められる場	違約金の徴収については、貸付対象者が低所得者で、滞納の理由の大部分が生活困難であることから、徴収を行ってこなかったが、令第17条の規定に基づき今後は徴収する方向で検討している。しかしながら、月に200件程度発生する滞納納付事案について、違約金の決定、納付書の発行、債権管理等の事務は現行のシステムを改修した上での対応となるため、できるだけ早期の予算措置について関係部局と協議を重ねており、システムが改修でき次第、速やかに違約金の徴収を行うこととする。 【検討中】	報告書28ページ (51ページ)
	ため、違約金の免除が可能である貸付金の場合	母子及び寡婦福祉法施行令第17条ただし書により、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」は免除できることとなっているため、違約金の徴収にあわせ、具体的な免除基準を設けることとする。 【検討中】	
商工労働部 中小企業設備導入資金特	【監査意見】 (5) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込め	近代化資金貸付業務については、平成16年度から貸付業務を休止し、現在、残債権の回収業務の	

別会計		みを行っており、今後も貸付けの見込みがないことから、国庫・一般会計への返納を、関係機関等と協議のうえ検討する。 【検討中】	
流通業務団地造成事業特 別会計	(1) 保証金を土地のみに限定しているため、売買前の貸付期間中に買主(借主)が建物等の設備を建築し、その建物等を県に相談なく無断で転	体事例がない。今後、実際に制度利用希望の企業 が現れた段階で、当該企業の財務状況を精査し、 契約保証金の率を個別企業ごとに判断することと	
		経費軽減化のための新たなインフラ整備案(= 売却単価低減化策)の検討に着手した。併せて、団地の分譲促進を図るため、新たに営業用のリーフレットを作成し九州管内の物流関連企業等にダイレクトメールを送付するなど、早期売却に向けて積極的に取り組んでいる。 【対応済】	
農林水産部 農業改良資金特別会計	貸付原資が公社に眠ってしまっている。その原因の一つとして考えられるのは、平成27年度まで公社から県への償還金額が増えていくことから、償還資金を確保しておこうという意識があるためと考えられる。就農者等から償還の未収が増加するなどの事態が生じ、県への償還が延滞となった場合には、10.75%の延滞金を納付する義務が公社に生じる。しかしながら、公社は無利息貸付であるため、そのリスクを回避することが困難であり、また貸倒引当金の制度も整備されていない。	新規就農者の1年間の目標確保者数を125名から20 0名に増大するなど、重点事業としてこれまで以上 に新規就農者の確保に取り組んでおり、すでに県 内外からの就農相談や資金の問合せ等の増加が見ら が顕著となってある。資金制度の仕組みや内 る。今後も引き続き資金制度の仕組みや 等について広く周知し、資金の活用を促進する。 貸倒れのリスク回避については、債権管理及で 回収に関する公社の取扱要領を平成23年10月につい 定し、借受者の経営状況等の把握や交渉等にい て各振興局や市町村等とも緊密に連携しなが 着実な償還金の回収に努める。また、貸倒引当金 についても、平成23年度より予算計上し、リスク	

	る資金の貸し出しについて、有効な手段を検討 すべきである。	【対応済】	
土木建築部 公共用地先行取得事業特別会計	【監査意見】 (2) 大分県土地開発公社への貸付方式に一本化されると、特別会計から大分県土地開発公社に貸付を行っているため、この部分の処理だけが特別会計に残ることになる。その結果、貸付金の年度末処理の関係で歳入・歳出に同額が発生し、繰越金は常にゼロという異様な特別会計となる。また、本来的には、基金繰入方式で土地取得することを主目的として、特別会計を設置しているので、本特別会計の必要性は大きく低下する。しかし、廃止すると、この貸付処理部分についての取扱いが問題となる。本特別会計を廃止すべきか否か、貸付金の処理について別の方法はないかという点を踏まえて検討をすべきと思われる。	平成23年度より、公共用地先行取得に要する経費を一般会計から大分県土地開発公社に貸し付けている。 【対応済】	報告書21ページ (37~38ページ)

(注)表中の「報告書」とは、平成22年3月31日付け大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第491号により公表された「平成21年度包括外部監査 結果報告書」である(備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成21年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数)。